○国土交通省令第八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条、第二十九条ノ四第三項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、特殊貨物船舶運送規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特殊貨物船舶運送規則等の一部を改正する省令

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第一条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章・第一章の二　（略） 第二章　固体貨物のばら積み運送 第一節　（略） 第二節　液状化等物質のばら積み運送（第十六条―第二十七条の二） 第三節　（略） 第三章～第五章　（略） 附則 （資料の提出）	目次 第一章・第一章の二　（略） 第二章　固体貨物のばら積み運送 第一節　（略） 第二節　液状化物質のばら積み運送（第十六条―第二十七条の二） 第三節　（略） 第三章～第五章　（略） 附則 （資料の提出）
第一条の二の二　船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とする貨物の運送を行う場合（固体貨物をばら積みして運送する場合及び貨物ユニット（自動車、コンテナ、パレット、ポータブルタンクその他の輸送用器具をいう。以下同じ。）に収納して運送する場合を含む。）には、荷送人（貨物ユニットに収納して運送する場合には、当該貨物ユニットの荷送人）は、船積み前に、次の各号に掲げる事項を記載した資料を船長に提出しなければならない。ただし、本邦各港間において運送する場合には、船舶に固体貨物（穀類を除く。以下同じ。）をばら積みして運送する場合を除き、この限りでない。 一～三　（略） 四　貨物の特性（液状化等物質（航行中に液状化するおそれ又は動的分離を起こすおそれのある微細な粒状物質をいう。以下同じ。）、固体化学物質（船舶にばら積みして運送する場合において化学的な危険性を有することとなる固体の物質をいう。以下同じ。）、液状化等物質であり、かつ、固体化学物質である物質又はその他の物質の別（固体貨物をばら積みして運送する場合に限る。）及び移動の可能性を含む。）（貨物ユニットに収納して運送する場合を除く。） 五　（略） （固体貨物の性状及び積載の方法の確認） **第十五条の二の三**　船舶に固体貨物をばら積みして運送しようとする場合には、次の各号に掲げる物質をばら積みして運送する場合を除き、荷送人は、当該固体貨物の性状及び積載の方法について、あらかじめ、地方運輸局長の確認を受けなければならない。ただし、本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。 一　液状化等物質であつて告示で定めるもの 二　（略） 三　液状化等物質又は固体化学物質以外の物質であつて、当該物質の性状及び積載の安全な方法が確認されているものとして告示で定めるもの ２・３　（略）	**第一条の二の二**　船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とする貨物の運送を行う場合（固体貨物をばら積みして運送する場合及び貨物ユニット（自動車、コンテナ、パレット、ポータブルタンクその他の輸送用器具をいう。以下同じ。）に収納して運送する場合を含む。）には、荷送人（貨物ユニットに収納して運送する場合には、当該貨物ユニットの荷送人）は、船積み前に、次の各号に掲げる事項を記載した資料を船長に提出しなければならない。ただし、本邦各港間において運送する場合には、船舶に固体貨物（穀類を除く。以下同じ。）をばら積みして運送する場合を除き、この限りでない。 一～三　（略） 四　貨物の特性（液状化物質（航行中に液状化するおそれのある微細な粒状物質をいう。以下同じ。）、固体化学物質（船舶にばら積みして運送する場合において化学的な危険性を有することとなる固体の物質をいう。以下同じ。）、液状化物質であり、かつ、固体化学物質である物質又はその他の物質の別（固体貨物をばら積みして運送する場合に限る。）及び移動の可能性を含む。）（貨物ユニットに収納して運送する場合を除く。） 五　（略） （固体貨物の性状及び積載の方法の確認） **第十五条の二の三**　船舶に固体貨物をばら積みして運送しようとする場合には、次の各号に掲げる物質をばら積みして運送する場合を除き、荷送人は、当該固体貨物の性状及び積載の方法について、あらかじめ、地方運輸局長の確認を受けなければならない。ただし、本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。 一　液状化物質であつて告示で定めるもの 二　（略） 三　液状化物質又は固体化学物質以外の物質であつて、当該物質の性状及び積載の安全な方法が確認されているものとして告示で定めるもの ２・３　（略）

第二節　液状化等物質のばら積み運送

（適用）

第十六条　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従つてしなければならない。ただし、平水区域又は瀬戸内（和歌山県田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門埼から徳島県大磯埼まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、福岡県門司埼から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。）において航行する場合には、この限りでない。

（資料の提出等）

第十六条の二　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第一条の二の二及び第十五条の三の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

一　（略）

二　第十七条第四項に規定する液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表（同条第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）

三　ばら積みされる液状化等物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

2　液状化等物質を二以上の場所にばら積みする場合には、前項第二号に規定する資料は、積載場所ごとに作成しなければならない。ただし、積載される液状化等物質が全て同一の物質である場合は、この限りでない。

（水分管理手順書による水分管理）

第十六条の三　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、当該液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化等物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないように適切に管理しなければならない。

2　（略）

3　前項の水分管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　管理する液状化等物質の品名

三・四　（略）

五　液状化等物質を管理するための手順及び方法

六　（略）

4　地方運輸局長は、第二項の申請があつた場合に、当該水分管理手順書が液状化等物質の水分管理を行うための手順書として適当であると認めたときは、承認しなければならない。この場合において、承認は、水分管理手順書承認書（第二号の七様式）を申請者に交付することにより行う。

5・6　（略）

（運送許容水分値等の測定）

第十七条　船長は、当該液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八条第五項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）が、運送許容水分値（当該液状化等物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によつて液状化するおそれ又は動的分離を起こすおそれが生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）及び水分の測定（第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行つた液状化等物質以外の

第二節　液状化物質のばら積み運送

（適用）

第十六条　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従つてしなければならない。ただし、平水区域又は瀬戸内（和歌山県田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門埼から徳島県大磯埼まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、福岡県門司埼から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。）において航行する場合には、この限りでない。

（資料の提出等）

第十六条の二　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、第一条の二の二及び第十五条の三の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

一　（略）

二　第十七条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表（同条第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）

三　ばら積みされる液状化物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

2　液状化物質を二以上の場所にばら積みする場合には、前項第二号に規定する資料は、積載場所毎に作成しなければならない。ただし、積載される液状化物質が全て同一の物質である場合は、この限りでない。

（水分管理手順書による水分管理）

第十六条の三　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないように適切に管理しなければならない。

2　（略）

3　前項の水分管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　管理する液状化物質の品名

三・四　（略）

五　液状化物質を管理するための手順及び方法

六　（略）

4　地方運輸局長は、第二項の申請があつた場合に、当該水分管理手順書が液状化物質の水分管理を行うための手順書として適当であると認めたときは、承認しなければならない。この場合において、承認は、水分管理手順書承認書（第二号の七様式）を申請者に交付することにより行う。

5・6　（略）

（運送許容水分値等の測定）

第十七条　船長は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八条第五項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）が、運送許容水分値（当該液状化物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によつて液状化するおそれを生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）及び水分の測定（第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行つた液状化物質以外の液状化物質を、船舶にばら積み

液状化等物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶に第十九条の規定により定まる積載量を超えない量を積載する場合又は運送許容水分値及び水分の測定を受けた液状化等物質を他の船舶から積み換える場合には、この限りでない。

２　（略）

３　第一項の測定を受けようとする者は、液状化等物質運送許容水分値測定申請書（第三号様式）及び液状化等物質水分測定申請書（第四号様式）を同項の測定を行う者に提出しなければならない。

４　地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行つた場合には、液状化等物質運送許容水分値測定表（第五号様式）及び液状化等物質水分測定表（第六号様式）を申請者に交付する。

５　（略）

６　船長は、第四項の液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表又は第二項の表第一号に規定する測定の結果を証する書類（次項の規定により交付される写しを含む。）を、当該液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

７　船長は、本邦外の地で船積みした液状化等物質を他の船舶に積み換える場合には、当該液状化等物質に係る第二項に規定する測定の結果を証する書類（船長が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。）を当該他の船舶の船長に交付しなければならない。

８　運送許容水分値の測定は、液状化等物質に関し組成、成分又は製造地の変更その他運送許容水分値に重大な影響を及ぼす変更が生じない場合において、第四項の液状化等物質運送許容水分値測定表（第二項に規定する運送許容水分値の測定の結果を証する書類を含む。）が交付された日から起算して六月以内に船積みされる液状化等物質を運送しようとするときは、船積みに当たつてこれを受けることを要しない。

９　水分の測定は、船積みの日以前七日以内に試料を採取し、船積み地における液状化等物質の集積区分ごとに、水分の多い四分の一の部分から採取した試料の水分と、水分の少ない四分の一の部分から採取した試料の水分とを算術平均して行うものとする。

（水分によるばら積みの制限）

第十八条　水分が運送許容水分値を超える液状化等物質（以下「含水液状化等物質」という。）は、旅客船にばら積みして運送してはならない。

２　含水液状化等物質（運送許容水分値が十二パーセント未満のものにあつては、水分が十二パーセントを超える場合に限る。）は、第二十七条の認定を受けた船舶以外の船舶にばら積みして運送してはならない。

（積載量の制限）

第十九条　船舶に含水液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、満載喫水線を標示している船舶にあつては指定された満載喫水線に係る乾げんに次表備考４のＣを乗じて得られる乾げんを、満載喫水線を標示していない船舶にあつては次表により算定される乾げん（この場合において、乾げんは、船舶の長さの中央における上甲板梁（りょう）の上面の延長と外板の外面との交点より下方に測るものとする。）を全航海を通じて維持することができるように、その積載量を制限しなければならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶が維持する乾げんは、満載喫水線規則を適用した場合において定まる乾げんとすることができる。

（表　略）

２　船長は、前項の規定により乾げんを計算した書類を、含水液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

して運送してはならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶に第十九条の規定により定まる積載量を超えない量を積載する場合又は運送許容水分値及び水分の測定を受けた液状化物質を他の船舶から積み換える場合には、この限りでない。

２　（略）

３　第一項の測定を受けようとする者は、液状化物質運送許容水分値測定申請書（第三号様式）及び液状化物質水分測定申請書（第四号様式）を同項の測定を行う者に提出しなければならない。

４　地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行つた場合には、運送許容水分値測定表（第五号様式）及び水分測定表（第六号様式）を申請者に交付する。

５　（略）

６　船長は、第四項の運送許容水分値測定表及び水分測定表又は第二項の表第一号に規定する測定の結果を証する書類（次項の規定により交付される写しを含む。）を、当該液状化物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

７　船長は、本邦外の地で船積みした液状化物質を他の船舶に積み換える場合には、当該液状化物質に係る第二項に規定する測定の結果を証する書類（船長が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。）を当該他の船舶の船長に交付しなければならない。

８　運送許容水分値の測定は、液状化物質に関し組成、成分又は製造地の変更その他運送許容水分値に重大な影響を及ぼす変更が生じない場合において、第四項の運送許容水分値測定表（第二項に規定する運送許容水分値の測定の結果を証する書類を含む。）が交付された日から起算して六月以内に船積みされる液状化物質を運送しようとするときは、船積みに当たつてこれを受けることを要しない。

９　水分の測定は、船積みの日以前七日以内に試料を採取し、船積み地における液状化物質の集積区分ごとに、水分の多い四分の一の部分から採取した試料の水分と、水分の少ない四分の一の部分から採取した試料の水分とを算術平均して行うものとする。

（水分によるばら積みの制限）

第十八条　水分が運送許容水分値を超える液状化物質（以下「含水液状化物質」という。）は、旅客船にばら積みして運送してはならない。

２　含水液状化物質（運送許容水分値が十二パーセント未満のものにあつては、水分が十二パーセントを超える場合に限る。）は、第二十七条の認定を受けた船舶以外の船舶にばら積みして運送してはならない。

（積載量の制限）

第十九条　船舶に含水液状化物質をばら積みして運送しようとする場合には、満載喫水線を標示している船舶にあつては指定された満載喫水線に係る乾げんに次表備考４のＣを乗じて得られる乾げんを、満載喫水線を標示していない船舶にあつては次表により算定される乾げん（この場合において、乾げんは、船舶の長さの中央における上甲板梁（りょう）の上面の延長と外板の外面との交点より下方に測るものとする。）を全航海を通じて維持することができるように、その積載量を制限しなければならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶が維持する乾げんは、満載喫水線規則を適用した場合において定まる乾げんとすることができる。

（表　略）

２　船長は、前項の規定により乾げんを計算した書類を、含水液状化物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

第二十条　船舶にばら積みする含水液状化等物質のうち、下部船倉及びデイープ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下としなければならない。

（区画室に対する積載）

第二十一条　含水液状化等物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の縦通隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に関して対称の位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二以上の縦通隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならない。ただし、次に掲げる場合（本邦各港間において運送する場合に限る。）には、この限りでない。

一　水分が九パーセント未満の含水液状化等物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するように木材と袋入り鉱石で造つた荷止装置により仕切り、当該含水液状化等物質の周囲を袋入り鉱石で囲んで積載する場合

二　ばら積みした含水液状化等物質の表面を平らにし、その上を甲板下面まで木材で上押えして積載する場合

三　船舶にばら積みする含水液状化等物質の質量が、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるか又は二分の一以下となるように仕切られているデイープ・タンク内に積載するものの質量を除き、第十九条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下であつて、これを下部船倉に分散して積載する場合

（縦通隔壁等）

第二十二条　前条の縦通隔壁又は縦通荷止板は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

一　積載場所の底部からばら積みした含水液状化等物質の表面より上方に十分な高さまで達し、かつ、前後の端隔壁まで達していること。

二　含水液状化等物質の圧力に耐える強さを有し、含水液状化等物質の漏れない構造のものとし、かつ、船体に強固に取り付けられていること。

（積付け）

第二十三条　船舶に液状化等物質をばら積みする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

２　水分が九パーセント以上の含水液状化等物質を船舶にばら積みする場合（第二十一条第二号又は第三号に規定する積載方法による場合を除く。）には、縦方向に適当な間隔をおいた横置の荷止板又は袋入り鉱石の築堤で仕切らなければならない。

（外国における積載の特例）

第二十四条　液状化等物質を告示で定める国においてばら積みする場合には、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該国の規則に従つてばら積みして運送することができる。

（積付け検査）

第二十五条　船長は、船舶に液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第十七条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果、水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなつた場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

第二十条　船舶にばら積みする含水液状化物質のうち、下部船倉及びデイープ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下としなければならない。

（区画室に対する積載）

第二十一条　含水液状化物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の縦通隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に関して対称の位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二以上の縦通隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならない。ただし、次に掲げる場合（本邦各港間において運送する場合に限る。）には、この限りでない。

一　水分が九パーセント未満の含水液状化物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するように木材と袋入り鉱石で造つた荷止装置により仕切り、当該含水液状化物質の周囲を袋入り鉱石で囲んで積載する場合

二　ばら積みした含水液状化物質の表面を平らにし、その上を甲板下面まで木材で上押えして積載する場合

三　船舶にばら積みする含水液状化物質の質量が、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるか又は二分の一以下となるように仕切られているデイープ・タンク内に積載するものの質量を除き、第十九条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下であつて、これを下部船倉に分散して積載する場合

（縦通隔壁等）

第二十二条　前条の縦通隔壁又は縦通荷止板は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

一　積載場所の底部からばら積みした含水液状化物質の表面より上方に十分な高さまで達し、かつ、前後の端隔壁まで達していること。

二　含水液状化物質の圧力に耐える強さを有し、含水液状化物質の漏れない構造のものとし、かつ、船体に強固に取り付けられていること。

（積付け）

第二十三条　船舶に液状化物質をばら積みする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

２　水分が九パーセント以上の含水液状化物質を船舶にばら積みする場合（第二十一条第二号又は第三号に規定する積載方法による場合を除く。）には、縦方向に適当な間隔をおいた横置の荷止板又は袋入り鉱石の築堤で仕切らなければならない。

（外国における積載の特例）

第二十四条　液状化物質を告示で定める国においてばら積みする場合には、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該国の規則に従つてばら積みして運送することができる。

（積付け検査）

第二十五条　船長は、船舶に液状化物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第十七条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなつた場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

２　前項の検査を受けようとする船長は、液状化等物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

３　地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し液状化等物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

４　船長は、前項の検査証を当該液状化等物質を運送する間、船内に保管しておかなければならない。

（運送中の措置）

第二十六条　船長は、船舶に含水液状化等物質をばら積みして運送する間、その性状の変化に注意し、移動による危険を防止するために排水その他の必要な措置をとらなければならない。

（含水液状化等物質運搬船）

第二十七条　含水液状化等物質をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が次の各号の要件に適合していると認定したものに液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第十六条の二、第十六条の三、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定を適用しない。

一　含水液状化等物質をばら積みする船倉に相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二の縦通隔壁（前後は端隔壁まで、上下は倉底から頂部甲板まで達しており、含水液状化等物質の圧力に耐える強さを有し、かつ、含水液状化等物質の漏れない構造のものに限る。）を船舶の中心線に関して対称の位置に設けていること。

二　第十九条第一項の規定により定まる最大の積載量の含水液状化等物質を積載した状態において、当該含水液状化等物質が横移動して船舶のげん端が水面に達する角度（この角度が十度を超えるときは、十度）まで横傾斜した場合（この場合において、含水液状化等物質の自由表面は、平らになつているものとする。）、海水を注入して横傾斜を復原させることができる容積のバラスト・タンクを縦通隔壁の外側部に設けていること。

三　（略）

２　前項の船舶に含水液状化等物質をばら積みする場合には、船倉内の縦通隔壁の間の場所に均等に積載しなければならない。

３　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、含水液状化等物質運搬船認定申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～六　（略）

４　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、含水液状化等物質運搬船認定書（第十号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

５～７　（略）

８　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、含水液状化等物質運搬船認定書再交付申請書（第十一号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

９　第一項の認定を受けた船舶の船長は、含水液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

２　前項の検査を受けようとする船長は、液状化物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

３　地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し液状化物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

４　船長は、前項の検査証を当該液状化物質を運送する間、船内に保管しておかなければならない。

（運送中の措置）

第二十六条　船長は、船舶に含水液状化物質をばら積みして運送する間、その性状の変化に注意し、移動による危険を防止するために排水その他の必要な措置をとらなければならない。

（含水液状化物質運搬船）

第二十七条　含水液状化物質をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が次の各号の要件に適合していると認定したものに液状化物質をばら積みして運送する場合には、第十六条の二、第十六条の三、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定を適用しない。

一　含水液状化物質をばら積みする船倉に相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二の縦通隔壁（前後は端隔壁まで、上下は倉底から頂部甲板まで達しており、含水液状化物質の圧力に耐える強さを有し、かつ、含水液状化物質の漏れない構造のものに限る。）を船舶の中心線に関して対称の位置に設けていること。

二　第十九条第一項の規定により定まる最大の積載量の含水液状化物質を積載した状態において、当該含水液状化物質が横移動して船舶のげん端が水面に達する角度（この角度が十度を超えるときは、十度）まで横傾斜した場合（この場合において、含水液状化物質の自由表面は、平らになつているものとする。）、海水を注入して横傾斜を復原させることができる容積のバラスト・タンクを縦通隔壁の外側部に設けていること。

三　（略）

２　前項の船舶に含水液状化物質をばら積みする場合には、船倉内の縦通隔壁の間の場所に均等に積載しなければならない。

３　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、含水液状化物質運搬船認定申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～六　（略）

４　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、含水液状化物質運搬船認定書（第十号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

５～７　（略）

８　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、含水液状化物質運搬船認定書再交付申請書（第十一号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

９　第一項の認定を受けた船舶の船長は、含水液状化物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

（乾燥粉状液状化等物質運搬船）

第二十七条の二　乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化等物質（以下「乾燥粉状液状化等物質」という。）をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状化等物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状化等物質のみをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2　前項の船舶に乾燥粉状液状化等物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならない。

3　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定申請書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～三　（略）

4　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書（第十三号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

5～7　（略）

8　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書再交付申請書（第十四号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

9　第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

第三十一条　（略）

2　（略）

3　甲板積み木材（ラワン原木その他これに類似の大型丸太材に限る。）とばら積みの含水液状化等物質とを積載して普通の満載喫水線を超えることとなる場合には、含水液状化等物質（デイープ・タンクに積載するものを除く。）は、木材で甲板下面まで上押えしなければならない。

（手数料）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　地方運輸局長の行う第十七条第一項の水分の測定又は地方運輸局長の行う第二十五条第一項の検査を受けようとする者（国等を除く。）は、液状化等物質の質量が三百トン以下の場合には二万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）、三百トンを超える場合には二万五千五百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）に三百トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに千二百円を加算した額の手数料を納めなければならない。

8・9　（略）

（罰則）

第三十四条　船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化等物質をばら積みして運送したとき。

第三十五条　船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

（乾燥粉状液状化物質運搬船）

第二十七条の二　乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化物質（以下「乾燥粉状液状化物質」という。）をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状化物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状化物質のみをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2　前項の船舶に乾燥粉状液状化物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならない。

3　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状化物質運搬船認定申請書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～三　（略）

4　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書（第十三号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

5～7　（略）

8　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書再交付申請書（第十四号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

9　第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状化物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

第三十一条　（略）

2　（略）

3　甲板積み木材（ラワン原木その他これに類似の大型丸太材に限る。）とばら積みの含水液状化物質とを積載して普通の満載喫水線を超えることとなる場合には、含水液状化物質（デイープ・タンクに積載するものを除く。）は、木材で甲板下面まで上押えしなければならない。

（手数料）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　地方運輸局長の行う第十七条第一項の水分の測定又は地方運輸局長の行う第二十五条第一項の検査を受けようとする者（国等を除く。）は、液状化物質の質量が三百トン以下の場合には二万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）、三百トンを超える場合には二万五千五百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）に三百トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに千二百円を加算した額の手数料を納めなければならない。

8・9　（略）

（罰則）

第三十四条　船長が次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化物質をばら積みして運送したとき。

第三十五条　船長が次の各号の一に該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

第二号の七様式中「液状化物質」を「液状化等物質」に、「the MSC.1／Circ.1454」を「MSC.1／Circ.1454／Rev.2」に、「with MSC.1／Circ.1454」を「with MSC.1／Circ.1454／Rev.2」に改める。
第三号様式中「液状化物質運送許容水分値測定申請書」を「液状化等物質運送許容水分値測定申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第四号様式中「液状化物質水分測定申請書」を「液状化等物質水分測定申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第五号様式中「液状化物質運送許容水分値測定表」を「液状化等物質運送許容水分値測定表」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第六号様式中「液状化物質水分測定表」を「液状化等物質水分測定表」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第七号様式中「液状化物質積付検査申請書」を「液状化等物質積付検査申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第八号様式中「液状化物質積付検査証」を「液状化等物質積付検査証」に改める。
第九号様式中「含水液状化物質運搬船認定申請書」を「含水液状化等物質運搬船認定申請書」に、「含水液状化物質を」を「含水液状化等物質を」に改める。
第十号様式中「含水液状化物質運搬船認定書」を「含水液状化等物質運搬船認定書」に、「含水液状化物質を」を「含水液状化等物質を」に改める。
第十一号様式中「含水液状化物質運搬船認定書再交付申請書」を「含水液状化等物質運搬船認定書再交付申請書」に改める。
第十二号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定申請書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定申請書」に改める。
第十三号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書」に改める。
第十四号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定書再交付申請書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書再交付申請書」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　（略） ２　（略） ３　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八項までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化等物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 ４　特殊貨物船舶運送規則第二十八条の規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の固体化学物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 **第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一～三　（略） 四　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化等物質をばら積みして運送したとき。 五～八　（略）	**第十三条**　（略） ２　（略） ３　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八項までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 ４　特殊貨物船舶運送規則第二十八条の規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の固体化学物質に該当するものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 **第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一～三　（略） 四　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化物質をばら積みして運送したとき。 五～八　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿の記載等） **第四十七条の二十二**　法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	（帳簿の記載等） **第四十七条の二十二**　法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

検査及び測定	事項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項の測定	一　液状化等物質の種類 二～五　（略） 六　特殊貨物船舶運送規則第十七条第四項に規定する液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 七　（略）
特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査	一・二　（略） 三　液状化等物質の種類 四～七　（略） 八　特殊貨物船舶運送規則第二十五条第三項に規定する液状化等物質積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 九　（略）
（略）	（略）

2　（略）

検査及び測定	事項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項の測定	一　液状化物質の種類 二～五　（略） 六　特殊貨物船舶運送規則第十七条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 七　（略）
特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査	一・二　（略） 三　液状化物質の種類 四～七　（略） 八　特殊貨物船舶運送規則第二十五条第三項に規定する液状化物質積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 九　（略）
（略）	（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による運送許容水分値測定表、第六号様式による水分測定表、第八号様式による液状化物質積付検査証、第十号様式による含水液状化物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化物質運搬船認定書は、それぞれ同条の規定による改正後の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による液状化等物質運送許容水分値測定表、第六号様式による液状化等物質水分測定表、第八号様式による液状化等物質積付検査証、第十号様式による含水液状化等物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書とみなす。

○国土交通省告示第九百九十六号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第十三条第一項、第三項及び第四項並びに特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項各号、第十五条の三の二第一号及び第三号並びに第十五条の三の三第一項の規定に基づき、液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十月二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示

（液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条　液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示

（液状化等物質及び液状化等物質の積載の方法）

第二条　規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

２　規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号の告示で定める積載の方法は、同表の品名に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

３　（略）

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
銅スラグ	COPPER SLAG	一～三　（略） 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五～八　（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ネフェリン閃長岩（鉱物）	NEPHELINE SYENITE (mineral)	
（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）

改正前

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示

（液状化物質及び液状化物質の積載の方法）

第二条　規則第十五条の二の三第一項の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

２　規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号で定める積載の方法は、同表の品名に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

３　（略）

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
銅スラグ	COPPER SLAG	一～三　（略） 四　ビルジウェルは貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五～八　（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ネフェリン閃長岩（鉱物）	NEFELENE SYENITE (mineral)	
（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
鉄鋼スラッジ （液状化するおそれのあるもの）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　定期的にビルジを吸引すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
溶融スラグ	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
鉄鋼スラッジ （液状化するおそれのあるもの）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　定期的にビルジを吸引すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

二　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。
五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
六　航海中、ビルジを定期的に排出すること。
七　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正）

第二条　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　規則第十三条第四項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「＊＊」が付されているものとする。

別表第13（第14条関係）

危険物			積載の方法
分類	品名		
	日本語名	英語名	
可燃性物質	（略）	（略）	（略）
	切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 （自己発熱しやすい形状のもの）	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一～十三　（略） 十四　前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、自蔵式呼吸具を２組以上船舶に備えている場合は、この限りでない。 十五～十七　（略）

改正前

第十四条　（略）

２・３　（略）

（新設）

別表第13（第14条関係）

危険物			積載の方法
分類	品名		
	日本語名	英語名	
可燃性物質	（略）	（略）	（略）
	切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 （自己発熱しやすい形状のもの）	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一～十三　（略） 十四　前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、自蔵式呼吸具を２組以上船舶に備えている場合には、この限りでない。 十五～十七　（略）

	（略）	（略）	（略）
	硫化金属精鉱（自己発熱特性を有するもの）*、** UN3190	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, SELF-HEATING UN3190	一～三　（略） 四　特貨則第十五条の四の規定に従って荷操りすること。 五～十七　（略）
	（略）	（略）	（略）
酸化性物質	（略）	（略）	（略）
	硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 （地方運輸局長が承認したものに限る。）	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067	一～三　（略） 四　燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合は、この限りでない。 五～二十九　（略）
	（略）	（略）	（略）
腐食性物質	硫化金属精鉱（腐食性を有するもの）*、** UN1759	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, CORROSIVE UN1759	（略）
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	一～三　（略） 四　燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合は、この限りでない。 五～二十八　（略）
	（略）	（略）	（略）
	鉛及び亜鉛を含む煙じん*、**	FLUE DUST, CONTAINING LEAD AND ZINC	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。

	（略）	（略）	（略）
	硫化金属精鉱（自己発熱特性を有するもの）* UN3190	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, SELF-HEATING UN3190	一～三　（略） 四　規則第十五条の四の規定に従って荷操りすること。 五～十七　（略）
	（略）	（略）	（略）
酸化性物質	（略）	（略）	（略）
	硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 （地方運輸局長が承認したものに限る。）	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067	一～三　（略） 四　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。 五～二十九　（略）
	（略）	（略）	（略）
腐食性物質	硫化金属精鉱（腐食性を有するもの）* UN1759	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, CORROSIVE UN1759	（略）
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	一～三　（略） 四　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。 五～二十八　（略）
	（略）	（略）	（略）
	鉛及び亜鉛を含む煙じん*	FLUE DUST, CONTAINING LEAD AND ZINC	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。

			ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。	ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉛を含む浸出残渣*、**	LEACH RESIDUE CONTAINING LEAD	一　食料及び腐食性物質（酸に限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。	

ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ハ　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

ニ　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。

ホ　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

四　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。

イ　清掃すること。

ロ　乾燥させること。

ハ　貨物が流入することのないよう覆うこと。

六　積載場所のビルジは定期的に排出すること。

七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。

八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

九　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。

十　陸揚げ時に水中へこぼれた貨物を回収する措置を講じること。

十一　陸揚げ時に船上へこぼれた貨物を清掃すること。

			十二　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 十三　陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。
	銅及び鉛を含むマット**	MATTE CONTAINING COPPER AND LEAD	一・二　（略） 三　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　（略）

	銅及び鉛を含むマット	MATTE CONTAINING COPPER AND LEAD	一・二　（略） 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　（略）

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条　固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一　水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で４週間以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 九　甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。

改　正　前

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一　水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で４週間以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 九　甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。

			十　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十二　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においてはこの限りでない。 十三　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十四　貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七　積載場所のハッチは風雨密であること。 十八　積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十九　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一　船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。
硝酸アンモニウム系肥料 (MHB)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER MHB	一　熱源と別の船倉又は区画に積載すること。 二　燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合は、この限りでない。 三　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合及び当該船舶が短国際航海（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条	

十　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
イ　清掃すること。
ロ　乾燥させること。
ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。
十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
十二　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においてはこの限りでない。
十三　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。
十四　貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
十五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
十六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
十七　積載場所のハッチは風雨密であること。
十八　積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。
十九　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。
二十　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
二十一　船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。

の二第五項の短国際航海をいう。）に従事する場合を除き、金属製の機関室隔壁と接触して積載しないこと。ただし、船積み地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

四　積載場所のハッチは常時開閉できる状態とし、非常時には開放すること。

五　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。

六　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。

七　雨中において荷役作業をしないこと。

八　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

九　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

十　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。

十一　荷役作業中、燃料油の補給を禁止すること。

十二　荷役作業中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における、燃料油の移送を禁止すること。

十三　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。

十四　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。

十五　貨物に分解反応の生じた部位が観察された場合、速やかに当該部位に水を注入すること。

十六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。

十七　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

十八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

十九　航海中、非常時を除き、積載場所を通風しないこと。

		二十　航海中、積載場所の貨物の温度及び空気中の酸素濃度を計測し、記録すること。 二十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十二　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
（略）	（略）	（略）
さとうきびバイオマスペレット	SUGARCANE BIOMASS PELLETS	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八　貨物への接近又は接触を避けること。 九　高熱を発する照明は使用しないこと。 十　荷役作業及び清掃中、高濃度の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 十一　航海中、積載場所を通風しないこと。 十二　積載場所のハッチは風雨密であること。
過リン酸石灰（三方晶系）［重過リン酸石灰（三方晶系）］	SUPERPHOSPHATE (triple, granular)	一　アルカリ及び尿素と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。

（略）	（略）	（略）
さとうきびバイオマスペレット	SUGARCANE BIOMASS PELLETS	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八　貨物への接近又は接触を避けること。 九　高熱を発する照明は使用しないこと。 十　荷役作業及び清掃中、高濃度の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 十一　航海中、積載場所を通風しないこと。 十二　積載場所のハッチは風雨密であること。

		八　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中、積載場所を通風しないこと。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
シュレッダーダスト	一　可燃物と別の船倉に積載すること。 二　貨物の高さが３ｍを超える積載をしないこと。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。 五　船積み後、防水シート等で貨物を覆うこと。 六　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際は、酸素欠乏の危険性に留意し、その旨を目立つ場所に表示すること。 七　陸揚げ前、積載場所を十分に通風すること。
焼却灰 （改質品）	一　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
シュレッダーダスト	一　可燃物と別の船倉に積載すること。 二　貨物の高さが３ｍを超える積載をしないこと。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。 五　船積み後、防水シート等で貨物を覆うこと。 六　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際は、酸素欠乏の危険性に留意し、その旨を目立つ場所に表示すること。 七　陸揚げ前、積載場所を十分に通風すること。

	五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。		
（略）	（略）	（略）	（略）
石炭灰固化体	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。	石炭灰固化体	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
溶融スラグ	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六　航海中、ビルジを定期的に排出すること。 七　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。		

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第四条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正前欄	改正後欄
（略）	（略）
石炭灰固化体	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

改正後

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
硝酸アンモニウム系肥料	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	一　熱源と別の船倉又は区画に積載すること。 （削る） （削る） 二～七　（略） （削る） （削る） 八・九　（略） （削る） 十　（略） （削る） （削る） 十一　航海中、非常時を除き、積載場所を通風しないこと。 （削る） 十二・十三　（略）

改正前

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
（略）	（略）	（略）
硝酸アンモニウム系肥料（非危険物）	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous)	一　熱源又は発火源と別の船倉又は区画に積載すること。 二　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。 三　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合及び短国際航海（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第五項の短国際航海をいう。）の場合を除き、金属製の機関室隔壁と接触して積載しないこと。ただし、船積み地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 四～九　（略） 十　船積み中、燃料油の補給を禁止すること。 十一　船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十二・十三　（略） 十四　積載中、積載場所のハッチを非常時に開放できるようにすること。 十五　（略） 十六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十八　航海中、積載場所を通風しないこと。 十九　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十・二十一　（略）

（略）	（略）	（略）
クロム鉄鉱 （クロミウム鉱）	CHROMITE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
二枚貝の殻	CLAM SHELL	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　陸揚げ後、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
（略）	（略）	（略）
粗い鉄鋼スラグ及びその混合物	COARSE IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTURE	（略）
（略）	（略）	（略）
粒状タイヤゴム	GRANULATED TYRE RUBBER	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
クロム鉄鉱 （クロミウム鉱）	CHROMITE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
（略）	（略）	（略）
粗い鉄鋼スラグ及びその混合物	COARSE IRON AND STEEL STAG AND ITS MIXTURE	（略）
（略）	（略）	（略）
粒状タイヤゴム	GRANULATE TYRE RUBBER	（略）
（略）	（略）	（略）
過リン酸石灰 （三方晶系） ［重過リン酸石灰 （三方晶系）］	SUPERPHOSPHATE （triple, granular）	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中、積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
鉛スラグ	一　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100mを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
熱間成型還元鉄ダストブリケット（化学的危険性を有するおそれのないもの）	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。 三　船積み時、微細な（粒径が6.35mm以下の状態をいう。以下同じ。）貨物を追加しないこと。 四　船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
（略）	（略）
鉛スラグ	一　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100mを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。

（略）	（略）
溶解・伸鉄用鉄鋼スクラップ（「切削鉄くず又は切削鋼くず　UN 2793」を含まないものに限る。）	一　貨物が危険物に該当しないことを確認すること。 二　貨物を落下させないよう、積載すること。 三　船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。 四　荷役後、船体の損傷を確認すること。 五　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 六　荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。 七　清掃前、鋭利な破片が存在することを周知すること。 八　陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウェルから、漏れた油を取り除くこと。
溶融スラグ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
（略）	（略）

（略）	（略）
溶解・伸鉄用鉄鋼スクラップ（「切削鉄くず又は切削鋼くず　UN 2793」を含まないものに限る。）	一　貨物が危険物に該当しないことを確認すること。 二　貨物を落下させないよう、積載すること。 三　船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。 四　荷役後、船体の損傷を確認すること。 五　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 六　荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。 七　清掃前、鋭利な破片が存在することを周知すること。 八　陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウェルから、漏れた油を取り除くこと。
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は令和五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。